

指定介護予防訪問リハビリテーションアルカディア運営規程

第1条（運営規程設置の主旨）

社会医療法人仁愛会が開設する指定介護予防訪問リハビリテーションアルカディア（以下「当事業所」という。）において実施する指定介護予防訪問リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条（事業の目的）

当事業所は、介護保険法令に従い、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者の居宅に理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を派遣し、利用者に対して、身体機能・能力の改善、生活環境の改善、介護・介助方法の指導を行なうものとする。

第3条（運営の方針）

1. 当事業所は、社会医療法人仁愛会の理念「地域住民のニーズを満たす、医療・介護・福祉の実現」をめざしてリハビリテーション・生活訓練等のサービスを提供する。
2. 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
3. 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
4. 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
5. 当事業所では、利用者が居宅で「にこやか」で「個性豊かに」「その人らしく」過ごすことができるようサービス提供に努める。
6. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
7. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所でのサービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

第4条（施設の名称及び所在地等）

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

1. 事業所名 指定介護予防訪問リハビリテーションアルカディア
2. 開設年月日 平成22年6月1日
3. 所在地 沖縄県浦添市伊祖4丁目16番地1号
4. 電話番号 098—879—1000 FAX番号098—875—4183
5. 介護保険指定番号 4750880017号

第5条（従業者の職種、員数）

事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|------------------------|------|------|
| 1. 管理者 | 1人 | （兼務） |
| 2. 医師 | 1人以上 | （兼務） |
| 3. 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 | 2人以上 | （兼務） |
| 4. 事務 | 1人 | （兼務） |

第6条（職務の内容）

1. 管理者は、従業者の総括管理、指導を行う。
2. 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
3. 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、医師の指示の元、医師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに利用者の居宅に訪問し、利用者に対して、身体機能の能力の改善、生活環境の改善、介護・介助方法の指導を行うものとする。

第7条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

1. 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。土日・祝日・12/30～1/3は休みとする。
2. 営業時間は午前8：30～午後5：30であり、サービス提供時間は午前9：00～午後5：00までとする。

第8条（介護予防訪問リハビリテーション計画の決定・変更）

1. 当事業所は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って利用者の介護予防訪問リハビリテーション実施計画書を作成するものとする。
2. 当事業所は、利用者に対し介護予防訪問リハビリテーション計画についての説明をし、同意を得たうえで決定するものとする。
3. 当事業所は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者の要請に応じて、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更の必要があるかどうか調査し、その結果、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者と協議して、介護予防訪問リハビリテーション計画を変更するものとする。
4. 当事業所は、介護予防訪問リハビリテーション計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとする。

第9条（利用料及びその他の費用）

利用者負担の額を以下とおりとする。

1. 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
2. 交通費については重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
3. 利用者や家族に事前に説明し、同意を得てから支払いを受けるものとする。

第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

浦添市、那覇市、宜野湾市、西原町

その他の地域でのサービス提供においては、相談に応じる。

第11条（当事業所およびサービス従事者の義務）

当事業所およびサービス従事者の義務を以下のとおりとする。

1. 当事業所および理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとする。
2. 当事業所は、サービス実施日において、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士により利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者から聴取・確認のうえに訪問リハビリテーションを実施するものとする。
3. 当事業所は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医に確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとする。
4. 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの実施について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとする。

第12条（虐待の防止等）

1. 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2. 利用者及び家族からの虐待に関する相談や利用者からの市町村への虐待の届け出について適切に対応する。また、虐待が発生した場合は、事業所は速やかに市町村窓口に通報を行い市町村の調査等に協力するよう努める。

第13条（業務継続計画の策定等）

1. 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第14条（事故発生の防止及び発生時の対応）

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

第15条（職員の服務規律）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

1. 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
2. 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
3. お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第16条（職員の質の確保）

職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第17条（職員の勤務条件）

職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人仁愛会の就業規則による。

第18条（職員の健康管理）

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

第19条（衛生管理）

1. 事業所は職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
2. 事業所の設備や備品について衛生的な管理に努める。
3. 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 感染症予防及びまん延のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 感染症の予防及びまん延の防止するための研修及び訓練を定期的実施する

第20条（守秘義務及び個人情報の保護）

職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

第21条（その他運営に関する重要事項）

1. 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
2. 当事業所は、適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
3. 訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人仁愛会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 22 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 23 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 28 年 10 月 31 日より施行する。

この運営規程は、令和 3 年 12 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。